

日本学生支援機構貸与奨学金に係る各種手続き

奨学金関係の各種案内は、各学部及び学生会館1階の掲示板で通知します。
個別に案内はしませんので、各自で随時確認してください。

1. 採用の種別と申込時期

採用種別	申込時期	備考
予約採用	入学の前年	進学後に進学届を提出
在学採用	4月	採用時期は7月
緊急採用・応用採用	随時	家計急変の場合のみ申込可

2. 採用手続き

奨学生に採用された者は、「返還誓約書」に必要書類を添えて期日までに提出してください。期日までに提出が無い場合、奨学金の振込みが保留された後、採用取消となり、貸与済み奨学金は一括返納する必要があります。

3. 奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の金融機関口座に毎月振り込まれます。振込日は、日本学生支援機構のウェブサイトに掲載されていますので、確認してください。

4. 奨学生の異動

奨学生の身上に次のような変動（異動）がある場合は、届出が必要です。各キャンパスの奨学担当窓口へ申し出てください。

【異動の例】休学、辞退、退学、留学、死亡、改氏名、転学部・転学科、住所変更、連帯保証人・保証人の変更、口座変更 等

5. 奨学金の継続手続きと適格認定

奨学金の貸与を次年度も継続して受けるためには、「継続願」の提出（インターネット入力）が必要です。毎年1月上旬に必要な書類を配付しますので、受取後、提出（入力）してください。

「継続願」の提出（入力）をしない場合、奨学生の資格を失い、奨学金は廃止となります。

また、学業成績等について「適格認定」が実施され、留年や学業不振など、奨学生として不適格と認定された場合は、奨学金が廃止または停止されます。

6. 奨学金の返還

貸与奨学金は、貸与期間終了後は返還の義務がありますが、貸与終了後も引き続き在学する者は、「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。各自、日本学生支援機構の「スカラネットパーソナル」からインターネット入力してください。